

議案第5号

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年6月11日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例（平成16年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項に規定する法人であって、鳥取県が設立し、又は資本金、基本金その他これらに準ずるもの4分の1以上を出資しているもの（以下「県出資法人等」という。）が給与等の状況を自ら県民に公表すること等により、県出資法人等の運営の透明性を確保することを目的とする。

(議会への報告)

第3条 略

2 前項の規定による報告は、報告する事項に係る事業年度の県出資法人等の経営状況を説明する書類が地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により提出される県議会において行うものとする。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項第1号及び第2号に規定する法人であって、鳥取県が設立し、又は資本金、基本金その他これらに準ずるもの2分の1以上を出資したもの（以下「県出資法人等」という。）が給与等の状況を自ら県民に公表すること等により、県出資法人等の運営の透明性を確保することを目的とする。

(議会への報告)

第3条 略

2 県出資法人等は、前項の規定による報告を、前条第1号及び第2号の事項にあっては地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により当該県出資法人等の経営状況を説明する書類が提出される県議会に、前条第3号及び第4号の事項にあっては当該報告すべき事項が生じた日以降の最初の県議会に、それぞれ行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。